

奈良県告示第二百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、旗尾土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和二年九月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	喜多 成典	香芝市高九四
〃	先山 茂男	〃 〃一〇二―二
〃	松井 進	〃 〃一七
〃	喜多 輝昌	〃 〃三二
〃	山本 一男	〃 上中二九四
〃	小西 茂喜	〃 旭ヶ丘一丁目三〇―一
〃	坂口 和雄	〃 今泉七七七
〃	辻本 隆	北葛城郡上牧町大字中筋出作七五―一
〃	青木 善一	〃 〃 大字上牧三四八―二
〃	巽 弘文	香芝市北今市六丁目四八七
〃	中村 昌平	〃 〃 〃 三九七
〃	宮城 康次	〃 〃 四丁目一九九―一
〃	芳倉 忠義	〃 〃 六丁目四〇三
〃	吉村 増雄	〃 〃 七丁目三〇〇―一
監事	松本 光弘	〃 上中二八九―四
〃	辻本 忠茂	北葛城郡上牧町大字中筋出作一〇七
〃	黒松 貞光	香芝市高八一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	喜多 成典	香芝市高九四
〃	喜多 輝昌	〃 〃三二
〃	黒松 裕喜秀	〃 〃八五
〃	松井 進	〃 〃一七
〃	辻本 忠茂	北葛城郡上牧町大字中筋出作一〇七

〃	〃	監事	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
辻本均	黒松 マユキ	黒松 貞光	坂口 和雄	中村 昌平	吉村 増雄	巽 弘文	宮城 康次	芳倉 忠義	中岡 祥興	竹嶋 清悟	竹田 太郎	
北葛城郡上牧町大字上牧三一〇	〃 上中三六三	〃 高八一	〃 今泉七七七	〃 〃 六丁目三九七	〃 〃 七丁目三〇〇一	〃 〃 六丁目四八七	〃 〃 四丁目一九九一	〃 北今市六丁目四〇三	〃 〃 四〇〇一	香芝市上中三七一	〃 大字上牧三〇九	